

各指定訪問介護事業所
各指定(介護予防)訪問入浴介護事業所
各指定(介護予防)訪問看護事業所
各指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所 の管理者 様
各指定(介護予防)福祉用具貸与事業所
各指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所

山口県健康福祉部長寿社会課長

令和 2 年度「自己点検表」の提出について(依頼)

このことについて、下記により「自己点検表」を作成の上、令和 2 年 7 月 3 1 日(金)まで(必着)に提出してください。

記

1 提出先及び提出部数

貴事業所の所在地を所管する県健康福祉センター保健福祉・総務室に、1 部提出してください。

※詳しくは別添「提出先一覧表」で御確認ください。

2 資料作成上の留意点等

- (1) 様式は長寿社会課介護保険班のホームページ「かいごへるぷやまぐち」に掲載(E x c e l 及び P D F 形式)しているので、該当サービス分をダウンロードして入手いただきたいこと。
アドレス……<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>
掲載場所……「事業者の方へ」の中の「自己点検表」
- (2) 特に明記のない場合は、令和 2 年 7 月 1 日現在の状況を記入すること。
- (3) 可能な限り、用紙の大きさは日本工業規格 A 4 版とし、両面複写とすること。
- (4) 「自己点検表」は、点検項目ごとに内容を確認することにより基準等の理解を促進するとともに、自らチェックを行う趣旨でお願いするものであること。

注 意

- 1 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の各サービスについては、別途、通知いたします。
- 2 下関市内の事業所におかれましては、指導監督は下関市が行いますので、本通知による自己点検表の県への提出は不要です。下関市から発出される通知に御注意ください。

3 その他

「新型コロナウイルス感染防止に向けた取組に係る確認表(訪問サービス)」を「かいごへるぷやまぐち」に掲載しましたので、各事業所において新型コロナウイルス感染症への対策に御活用ください。確認表を提出する必要はありません。

介 護 保 険 班
担 当 : 武 林
TEL 083-933-2774
FAX 083-922-3022